

中国農業農村部公告第 119 号 (2019 年 1 月 2 日付け)

出典 URL: http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201901/t20190102_6165993.htm

(以下、仮訳)

アフリカ豚コレラの予防と管理をさらに改善し、豚のと殺および豚製品の流通におけるウイルス拡散のリスクを減らし、効果的に豚産業の健全な発展を保護するため、「中華人民共和国動物疫病予防法」、「主要な動物の疫病に関する緊急規則」、および「豚のと畜管理条例」、その他の関連する規制に従って、アフリカ豚コレラの予防と管理の期間中、豚のと殺と豚製品の流通におけるアフリカ豚コレラのテストを包括的に実行します。関連事項は以下のとおりです。

1. 豚と殺場（施設）は、関連する法規に従い、アフリカ豚コレラの調査、発見および流行報告を厳格に実施し、主導的に監督および検査を受ける。

2. 豚と殺場（施設）は厳格に検査され、以下のいずれかに該当する豚を入手またはと殺することが許可されていないことが判明しなければならない。

- (1) 有効な動物検疫証明書がない。
- (2) イヤータグが不完全であるか、検疫証明書がイヤータグ情報と矛盾している。
- (3) 豚の違法輸送
- (4) その他の違法な違反行為が発見される

3. 豚と殺場（施設）は厳格に規制に従い、豚のと殺システム、臨床検査、と殺検査および検疫を厳格に実施するべきである。もしアフリカ豚コレラであると疑われる豚が待機中に発見された場合、同じバッチの豚のと殺を直ちに中止するべきであり、もしと殺ラインでアフリカ豚コレラが疑われる豚が発見されたら、と殺処理は直ちに中止されるべきです。同時に、罹患（死亡）豚の血液サンプルや脾臓、リンパ節、腎臓などの組織サンプルが採集され、アフリカ豚コレラウイルスの検出が行われる。検査結果が陰性の場合、同じバッチの豚はと殺し続けることができます。

4. 豚と殺場（施設）は、在駐する公的獣医組織の監督の下で、生きた豚の異なる供給源に従ってバッチ屠殺を実施し、血液はサンプリングされ一時的に保存され、アフリカ豚コレラウイルスについて検査される。PCR 試験キットまたは免疫学的試験が陰性である場合、同じバッチの豚肉製品は販売することができる。その中で、PCR 検査が陰性であれば、関連する豚肉製品は規制に従って省内または省を超えて販売することができ、免疫学的試験が陰性であれば、関連する豚肉製品は省内でのみ販売することができる。

5. 第 3 条および第 4 条の規定に従い、アフリカ豚コレラウイルスの検出が陽性である場合、豚と殺場（施設）は最初に検査結果を地元の畜産獣医部門に報告し、確定診断のため陽性検体を直ちに地方の動物疫病予防管理機関に送付する。アフリカ豚コレラウイルス陽性と診断された後、豚と殺場（施設）は、地元の畜産獣医部門の監督の下、屠殺するすべての豚を淘汰し、陽性バッチの豚肉、

豚血および副産物の無害化処理を実施し、食肉処理工場および関連施設の徹底的な清掃および消毒をする。48 時間後、畜産獣医部門からの評価を申請することができ、適格であるならば、生産を再開できる。

6. 豚と殺場（施設）でのアフリカ豚コレラウイルスの検出結果は、在駐する獣医によって確認されなければならない。アフリカ豚コレラウイルスの検査結果が陰性で検疫規定に従って検疫された豚に対しては動物検疫証明書が発行され、試験方法、試験日程、試験結果などの情報が示される。その中で省間輸送動物検疫証明書（製品 A）は PCR 検査の結果が陰性である必要があります。動物検疫証明書は、アフリカ豚コレラウイルスの試験をされていない、または検査結果が陽性の場合には取得されない。豚と殺場（施設）は、現場の公認獣医師と協力するためのイニシアチブをとるものとし、公認獣医師による監督および検証を拒否または妨害してはならない。

7. 畜産獣医部門の管轄部門は、豚と殺場（施設）のサンプルの採取および試験の関連要件を整理および策定し、訓練指導、監督および検査を強化し、サンプリング、試験および記録を標準化するものとする。と殺場（施設）によって収集された試料の真正性および代表性ならびに試験結果を確実にするために、豚肉製品およびと殺場（施設）のサンプリング検査および検証システムを確立するための現地作業を組み合わせる必要がある。リスクアセスメントおよび遡及調査作業において、地方レベルを超える獣医機関の検査室が豚肉製品にアフリカ豚コレラウイルス陽性を検出した場合、関連する豚肉製品はその場で処分されるべきであり、豚と殺場（施設）はイニシアチブを取って同じバッチの製品及び疫学的リスク製品の流れを調査し、規制に従って処分し、と殺を中断し、第 5 条に基づいて清掃および消毒を実施し、規定の手順に従って生産を再開する。市場に豚の製品に起因する不正行為の検出が判明し、地方レベル以上の獣医機関の検査室でアフリカ豚コレラウイルス陽性と検査された場合、上記規定の実行に加えて、豚と殺場（施設）は徹底的に洗浄、消毒され、1 つの潜伏期（15 日）の後、第 5 条に明記された手順に従って生産を再開できる。

8. アフリカ豚コレラウイルスが豚と殺場（施設）で検出された場合、地元の畜産獣医部門は陽性の豚および豚製品の追跡を整理するため、豚農場およびその周辺地域を厳格に検査する。他の行政区画が関与する場合、共同して追跡を実施するために、関連する地元の畜産獣医当局に速やかに通知されなければならない。

9. アフリカ豚コレラウイルスの検出は、必要な試験方法を満たすために、農業農村部の承認を受けた機関または中国動物疾病予防管理センターによって行われるべきである。

10. この告示は 2019 年 2 月 1 日から実施される。

農業農村部

2019 年 1 月 2 日